

八幡地区(戸畑) 焙焼キルン炉新設事業

環境影響評価準備書

[要約書]

2026 年 10 月

日本製鉄株式会社

本書に掲載した地図は、国土地理院発行の電子地形図 25000 及び基盤地図情報を複製及び使用したものである。

目 次

第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	1
第2章 事業の目的及び内容	3
2.1 事業の目的	3
2.2 事業の内容	4
2.2.1 事業の名称	4
2.2.2 事業の種類	4
2.2.3 事業の規模	4
2.2.4 対象事業実施区域	4
2.2.5 設置する焙焼炉等の設備の概要	9
2.2.6 施設の稼動に係る事項	15
2.2.7 工事の実施に係る計画等	17
2.2.8 その他の環境に係る事項	19
2.2.9 事業内容に関する方法書段階からの変更点	21
第3章 対象事業実施区域及びその周辺の概況	25
第4章 計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の結果	37
4.1 計画段階配慮事項の選定の結果	37
4.2 調査、予測及び評価の手法	43
4.3 調査、予測及び評価の結果	43
4.3.1 大気質	43
4.4 総合的な評価	79
4.4.1 大気質	79
第5章 計画段階環境配慮書に対する意見の概要と意見についての事業者の見解	81
5.1 計画段階環境配慮書の公表	81
5.1.1 計画段階環境配慮書の公告及び縦覧	81
5.1.2 計画段階環境配慮書についての意見の把握	82
5.2 環境保全の見地から意見を有する者の意見の概要	83
5.3 計画段階環境配慮書に対する北九州市長の意見及び事業者の見解	85

第6章 環境影響評価方法書に対する意見の概要と意見についての事業者の見解	89
6.1 方法書の公告	89
6.1.1 方法書の公告及び縦覧	89
6.1.2 方法書についての説明会の開催	90
6.1.3 方法書についての意見の把握	90
6.2 方法書に対する北九州市長の意見及び事業者の見解	91
第7章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法	95
7.1 環境影響評価の項目の選定	95
7.1.1 環境影響評価の項目	95
7.1.2 選定・非選定の理由	100
7.2 調査、予測及び評価の手法	104
7.2.1 環境影響評価の項目に係る調査、予測及び評価の手法の選定	104
7.2.2 環境影響評価の項目に係る調査、予測及び評価の手法の選定の理由	104
第8章 環境影響評価の結果の概要	113
第9章 環境影響評価準備書の作成を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び 主たる事務所の所在地	119

第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

事業者の名称 : 日本製鉄株式会社

代表者の氏名 : 九州製鉄所長 中田 昌宏

主たる事務所の所在地 : 福岡県北九州市戸畑区飛幡町1番1号

(空白のページ)

第2章 事業の目的及び内容

2.1 事業の目的

日本製鉄(株)九州製鉄所八幡地区(戸畑)では、自社製鉄所から発生するダスト類の処理を光和精鉱(株)に委託している。委託先の光和精鉱(株)では、複数の処理工程を経てダスト類の処理を行うが、そのうちの最初の工程では同社内に設置されている「4号焙焼炉」が使用されている。

この「4号焙焼炉」は、設置時期が古く、相応の経年劣化が進んでいるものの、同社によれば更新に関する具体的な計画はない。一方で、同社では日本製鉄(株)以外の事業所で発生した廃棄物も処理しているため、場合によっては「4号焙焼炉」の受け入れ能力が一時的に不足する状況が発生している。

そのため日本製鉄(株)では、製鉄所の操業に伴って発生するダスト類の処理を今後も安定かつ継続的に行うため、処理系統の複線化・冗長化を兼ねて高効率なロータリーキルン式焙焼炉「名称：焙焼キルン炉」の設置を自社で計画することとした。この設備は、外部の廃棄物は受け入れず、日本製鉄(株)の事業所から発生するダスト類のみを処理する設備とする。

2.2 事業の内容

2.2.1 事業の名称

八幡地区(戸畑)焙焼キルン炉新設事業

2.2.2 事業の種類

事業の種類は北九州市環境影響評価条例施行規則（平成 11 年 6 月 10 日北九州市規則第 33 号）第 2 条別表第 1 に掲げられた次の種類に該当する。

事業の種類：工場又は事業場の建設事業
(排出ガス量が 4 万 m³_N/時間以上の工場)

2.2.3 事業の規模

事業の規模は以下のとおりである。

排ガス量（湿り）：145,000m³_N/時間

2.2.4 対象事業実施区域

対象事業実施区域は北九州市戸畑区内に立地する日本製鉄(株)九州製鉄所八幡地区(戸畑)構内のうちの一部である。八幡地区(戸畑)構内では最も北側に位置する。

対象事業実施区域の西側には、新設する施設の運転、施設維持管理業務を委託する予定の光和精鉱(株)の事業地が隣接する。

対象事業実施区域の位置：福岡県北九州市戸畑区大字中原 46-93

対象事業実施区域の面積：1.9ha

対象事業実施区域の位置及びその周囲の状況は、図 2.2-1 のとおりである。



図 2.2-1 (1) 対象事業実施区域の位置 (広域図)



図 2.2-1 (2) 対象事業実施区域の位置 (1/60,000)

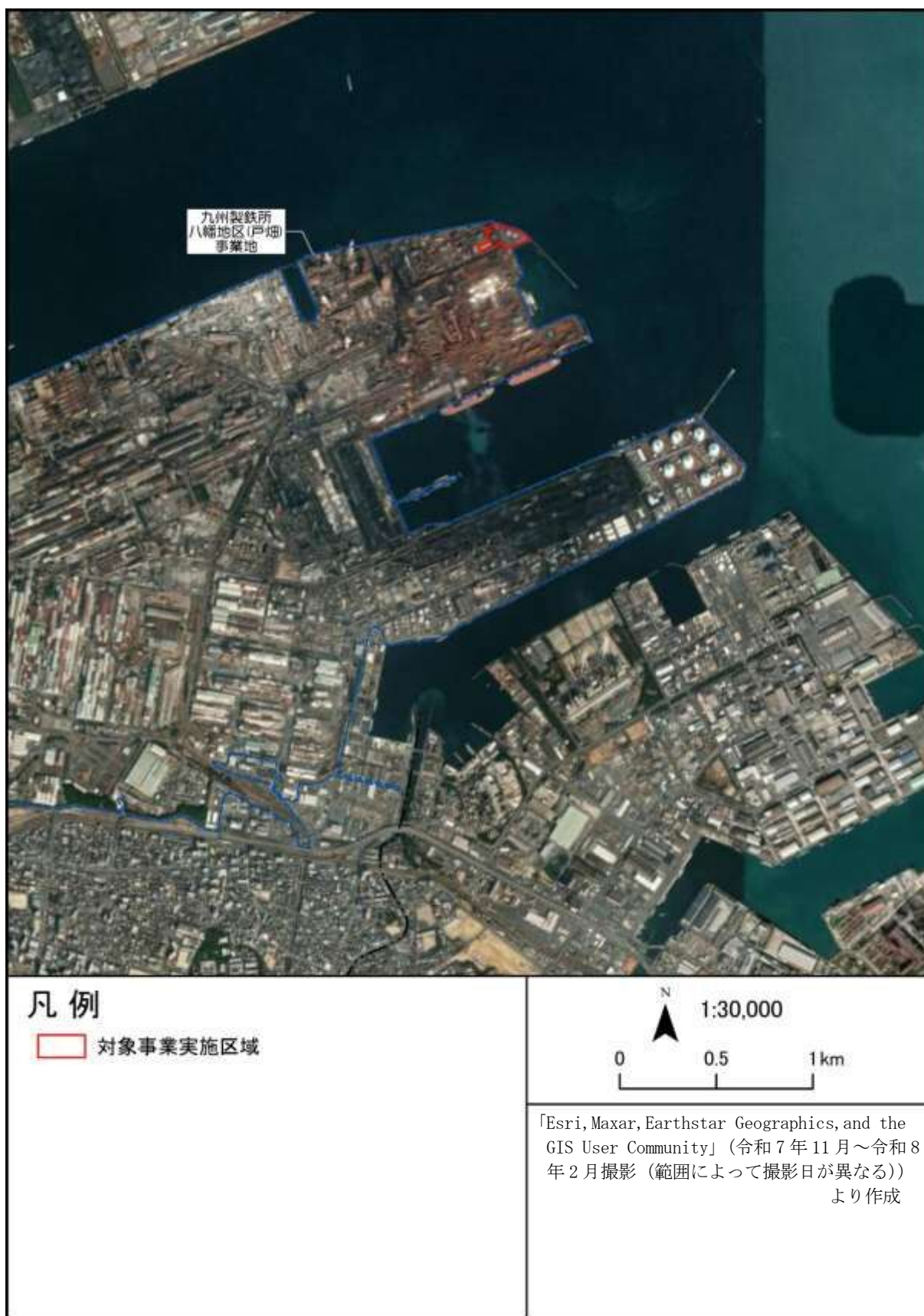


図 2.2-1 (4) 対象事業実施区域の位置 (1/30,000 航空写真)

2.2.5 設置する焙焼炉等の設備の概要

(1) 位置及び規模に関する計画

新設する焙焼キルン炉及びその他の関連施設（以下「焙焼炉等」とする）の位置は日本製鉄（株）九州製鉄所八幡地区（戸畑）構内の一部であり、その位置は図 2.2-1 に示したとおりである。現在は光和精鉱（株）が操業している場所である。

処理規模については、1 日あたり 145t のダスト類を処理する計画である。ダスト類は、製鉄所内の乾式排ガス処理装置から回収されるばいじんの一種であり、乾燥した粉末状のものである。ダスト類の写真を図 2.2-2 に示す。



図 2.2-2 ダスト類の写真

(2) 焙焼炉の設備の配置計画

焙焼炉等の配置計画の平面図を図 2.2-3 に、立面図を図 2.2-4 に示す。

図に示すとおり、対象事業実施区域の中に焙焼キルン炉、ロータリークーラーなどの各設備を平面的に配置する。各設備の間には、安全な運転や維持管理のために必要な間隔を確保する。また、定期点検等で焙焼炉を一時的に停止する際のダスト類保管場所として、隣接する屋根・壁付きの既存建屋の一部を使用する。焙焼キルン炉からの排ガスを排出する煙突は、同区域内の東側に設置する計画である。

続いて処理の概要を図 2.2-5 に、処理系統の詳細図を図 2.2-6 に示す。

処理の概要としては、まずダスト類を運搬車両からダスト類等受入ホップ（図 2.2-5 の①）に受け入れる。次にベルトコンベアを経て焙焼キルン炉（同 ②）へ装入し、副原料のコークス及び生石灰と共に炉の中で焙焼する。焙焼後のダスト類（クリンカー）は高温となっているためロータリークーラー（同 ③）で冷却し、処理の次工程となる光和精鉱（株）に引き渡す。その運搬は、対象事業実施区域と光和精鉱（株）をつなぐ専用のベルトコンベア（同 ④）で行う。

ダスト類の焙焼に伴って発生する排ガスは、焙焼キルン炉から接続する排ガス処理設備を通じて大気中に放出する。

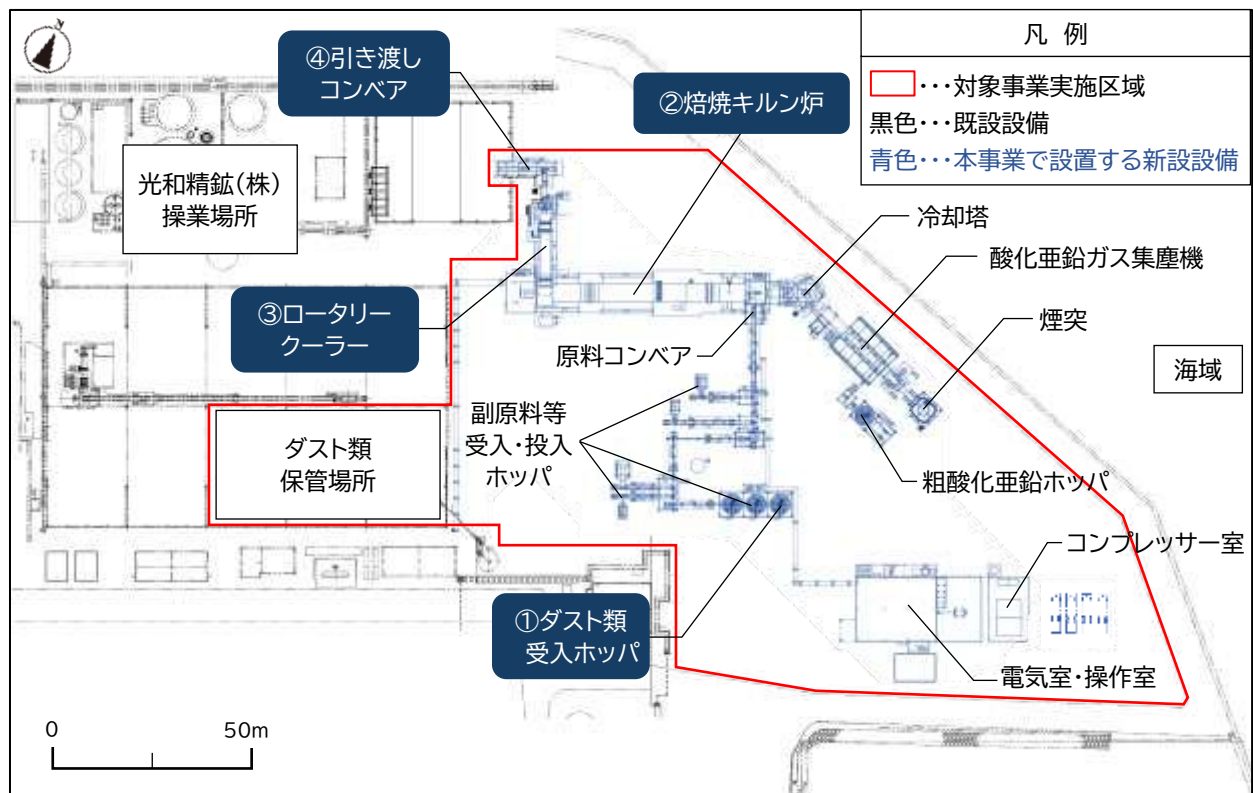


図 2.2-3 焙焼炉等の配置計画（平面図）

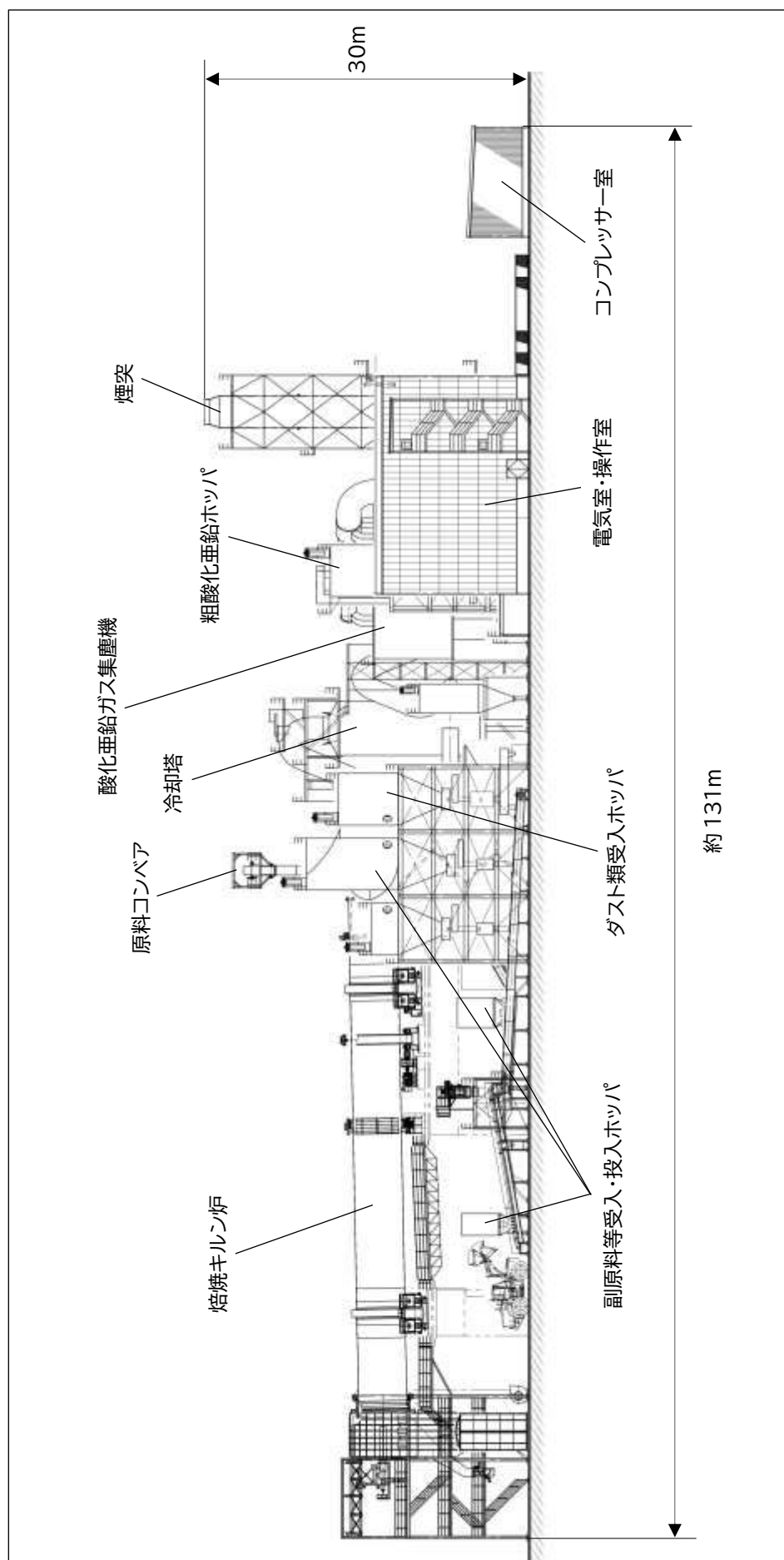
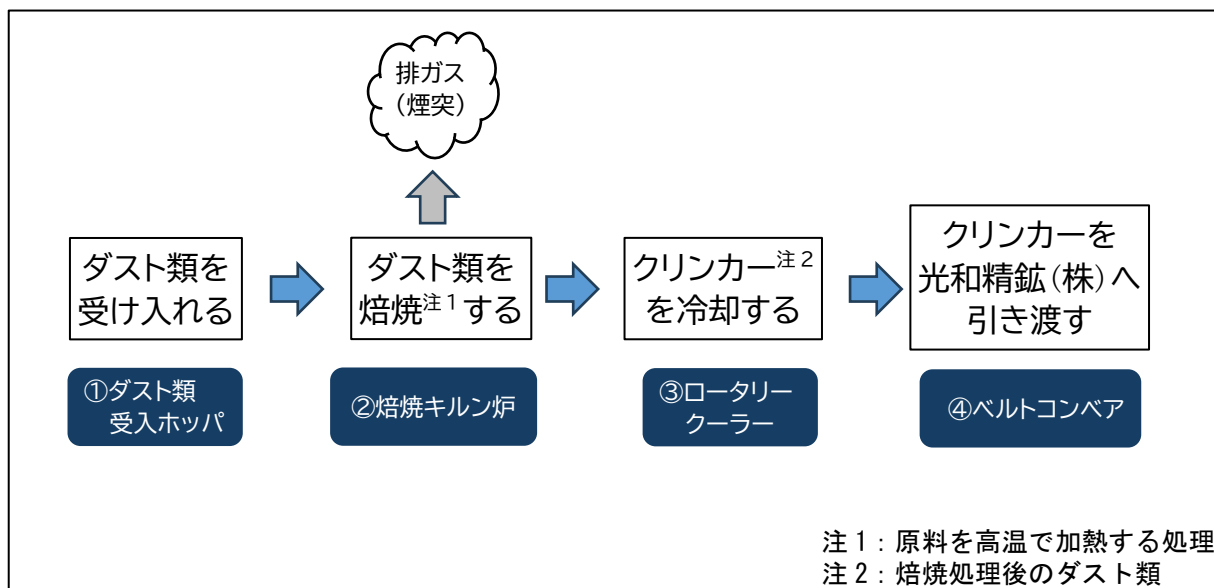


図 2.2-4 焙焼炉等の配置計画（南東側立面図）



注：各工程の丸付き番号は図 2. 2-3 の図中の番号と対応

図 2. 2-5 処理の概要

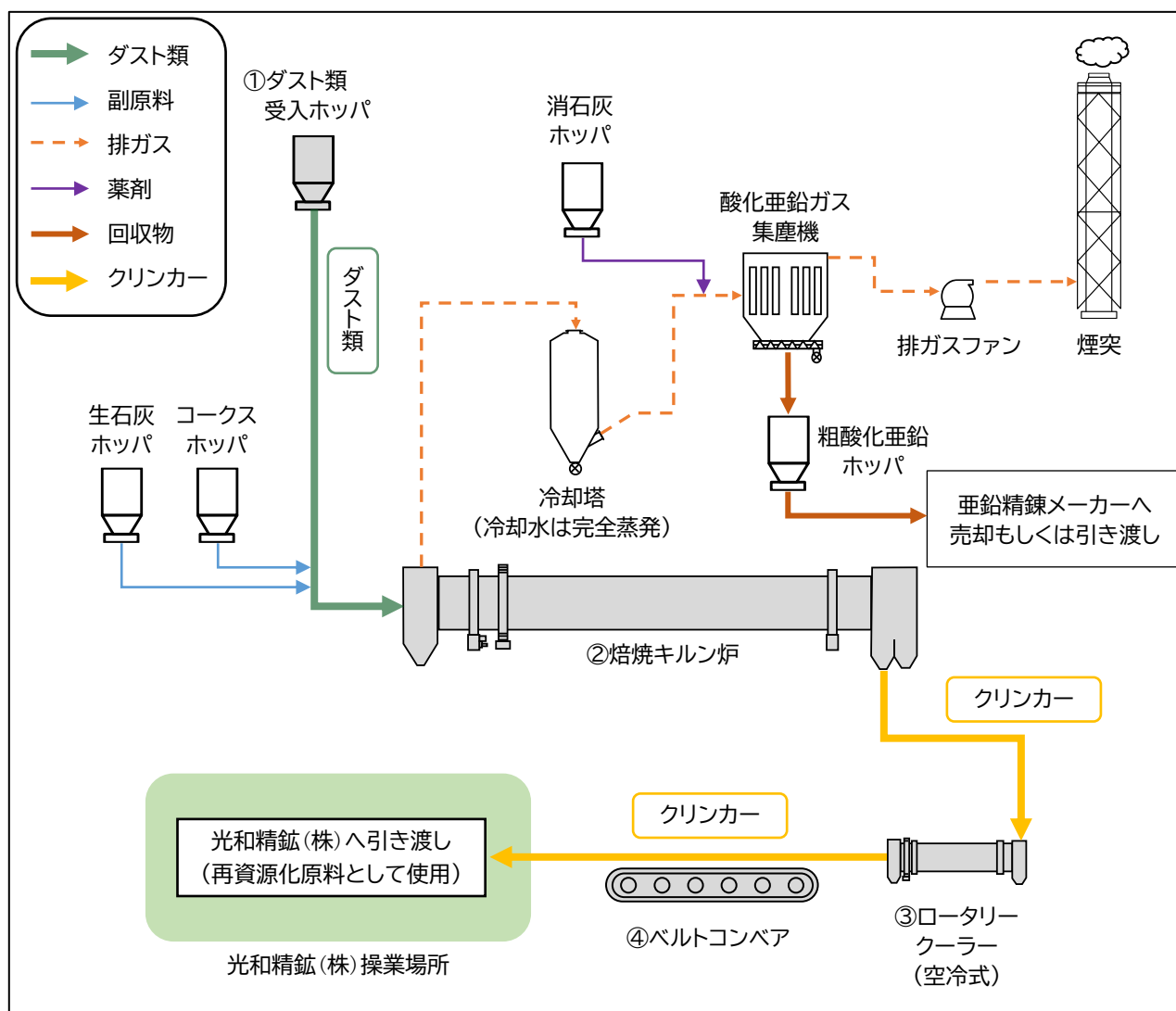


図 2. 2-6 処理系統の詳細図

(3) 構造等の計画

1) 焙焼キルン炉

焙焼キルン炉の主な諸元を表 2.2-1 に、焙焼キルン炉の立面図及び内部構造図を図 2.2-7 に示す。

焙焼キルン炉は筒状の炉であり、セメント原料の焼成等の用途で一般的に使用されている。炉はコンクリート製の基礎上で勾配をつけて支持され、両端を前後設備に接合したうえで回転させる機構を有する。稼働時には炉を回転させることにより、処理物を回転、移動させながら焙焼する仕組みであり、ダスト類のような粒子状の物質の処理に適している。

本事業で設置するものは炉内部にバーナを備える内燃型ロータリーキルンであり、長さ 50m、外径 4.5m、設備重量 1025t を計画している。炉の材質は低炭素鋼 (SS400) であり、外部の色彩は耐熱シルバーとする計画である。

表 2.2-1 焙焼キルン炉の主な諸元

項目	焙焼キルン炉
用途	ダスト類の焙焼施設
タイプ	内燃型ロータリーキルン
基数	1 基
使用燃料	LNG
処理能力	145t/日
寸法	全長 50m×外径 4.5m
設備重量	1025t

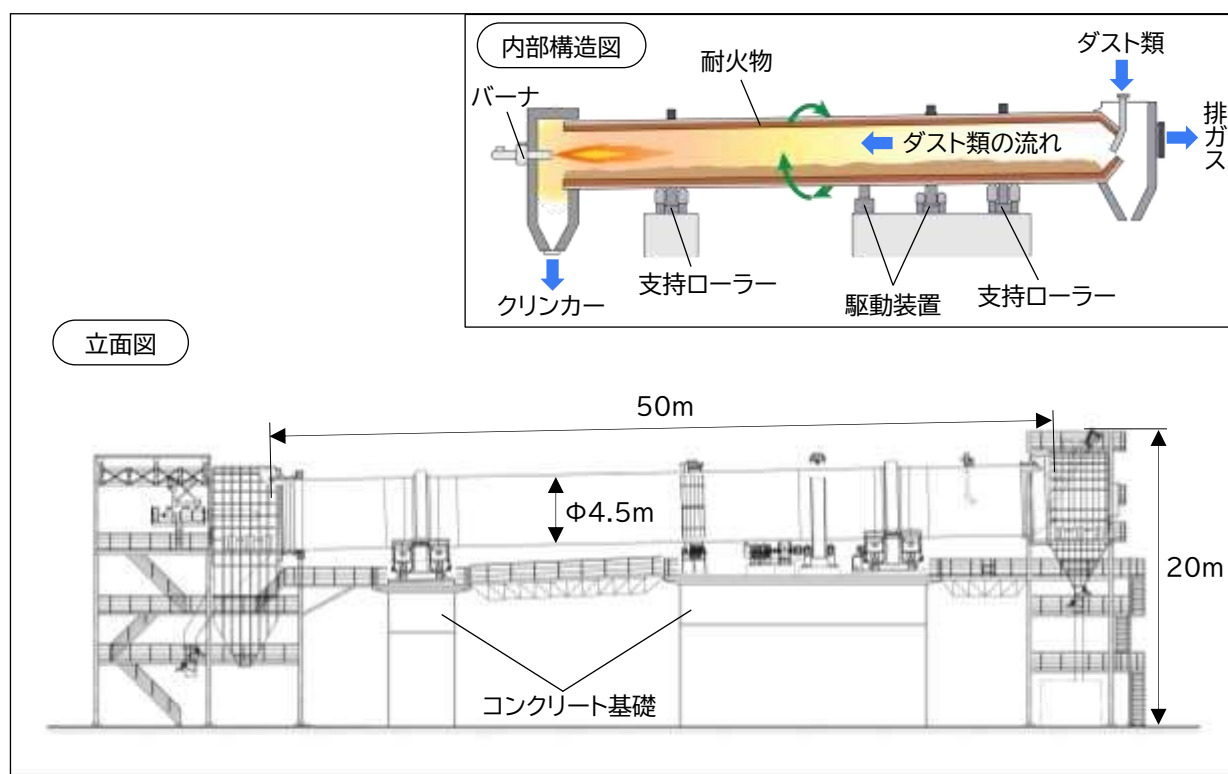


図 2.2-7 焙焼キルン炉の立面図及び内部構造図

2) 排ガス処理設備

排ガス処理設備は排ガスに含まれるばいじんや有害物質を除去する設備であり、本事業では前段に冷却塔、後段に酸化亜鉛ガス集塵機を備える計画である。

冷却塔は円筒状の設備であり、高温で発生した排ガス中におけるダイオキシン類の再合成防止及び後段の集塵機を保護するために排ガスの冷却を行う。塔内を通過する排ガスに水を噴霧することで排ガス温度を 200℃以下に急冷する。なお、ここで噴霧した冷却水は完全蒸発する。

酸化亜鉛ガス集塵機は、排ガス中のばいじんをフィルターによって捕集し取り除く設備である。また硫黄酸化物除去のため、集塵機前の煙道に消石灰を吹き込み、硫黄酸化物との反応生成物も捕集する。集塵機で回収するばいじんは、ダスト類由来の酸化亜鉛を含んでおり、酸化亜鉛の含有量に応じて亜鉛精錬メーカーへ売却もしくは産業廃棄物として引き渡しのいずれかとする計画である。

3) 煙突

煙突の立面図を図 2.2-8 に示す。

煙突は集塵機を通過した排ガスを大気中に放出する設備であり、本事業で設置するものは地上高さ 30m とする計画である。材質はステンレス製とし、周囲には支持架構を設け煙突を支持する構造とする。煙突の色彩はシルバーとする計画である。

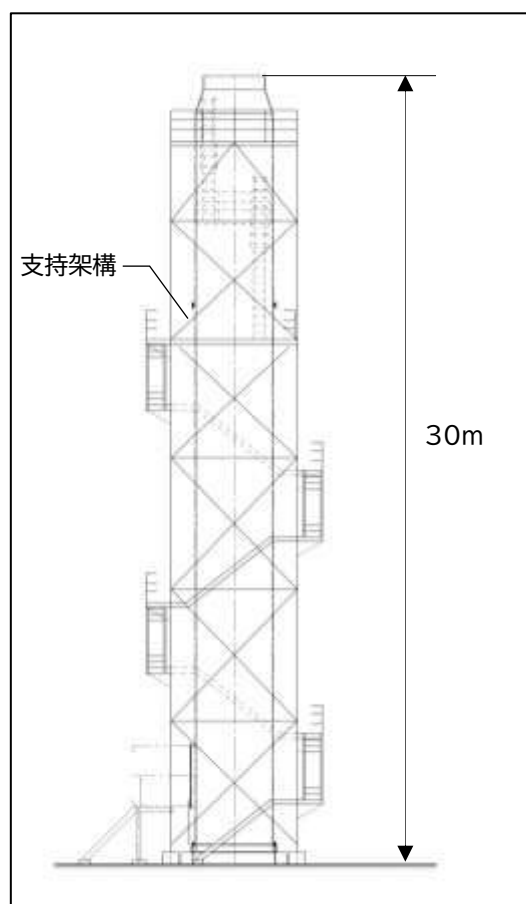


図 2.2-8 煙突立面図

2.2.6 施設の稼働に係る事項

(1) 処理対象物の種類

処理対象物はダスト類であり、その発生場所は日本製鉄(株)九州製鉄所八幡地区(戸畑)構内の乾式排ガス処理装置で回収されるばいじんである。

(2) 副原料の種類

副原料として、ダスト類に含まれる亜鉛を回収するためにコークスを、処理の安定化のために生石灰を加える。1日当たりの投入量はコークスが44t、生石灰が21tとする計画である。

(3) ばい煙に関する事項

ばい煙に関する事項は、表 2.2-2 のとおりである。

本施設は「大気汚染防止法」(昭和43年法律第97号)で定められた「ばい煙発生施設」及び「水銀排出施設」並びに「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成11年法律第105号)で定められた「特定施設」に該当し、排ガス中の硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじん、水銀及びダイオキシン類が同法による規制を受ける。

本事業では、排ガス処理設備として冷却塔及び集塵機を導入し、ばいじん等の発生抑制に努める計画である。

表 2.2-2 ばい煙に関する事項

項目		単位	諸元
煙突	本数	本	1
	地上高	m	30
	内径	m	2.3
	外装色	—	灰色
排出ガス量	湿り	$\text{m}^3_{\text{N}}/\text{h}$	145,000
	乾き	$\text{m}^3_{\text{N}}/\text{h}$	130,000
煙突出口ガス	温度	$^{\circ}\text{C}$	149
	速度	m/s	15.0
排出濃度	硫黄酸化物	ppm	52
	窒素酸化物	ppm	100
	ばいじん	$\text{mg}/\text{m}^3_{\text{N}}$	20
	ダイオキシン類	$\text{ng-TEQ}/\text{m}^3_{\text{N}}$	1.0
	水銀	$\mu\text{g}/\text{m}^3_{\text{N}}$	2.0

注：1. 排出濃度の諸元は焙焼キルン炉の仕様上の最大処理時におけるダスト類及びコークス並びに生石灰の投入量、含有される元素の組成想定値及び集塵機の性能を基に設定した。

注：2. 排出濃度は乾きガススペースで、硫黄酸化物、ばいじん、ダイオキシン類及び水銀は実測酸素濃度、窒素酸化物は14% O_2 換算値である。

(4) 騒音・振動に関する事項

施設を構成する機器・設備は、可能な限り低騒音・低振動型の機器等を使用する。

(5) ダスト類の輸送に関する事項

ダスト類の発生場所は日本製鉄(株)九州製鉄所八幡地区(戸畑)構内であり、そこから対象事業実施区域までの輸送は大型車両による陸送とする。輸送経路は全て構内の道路となる。

(6) 用水に関する事項

施設の稼動に際して大量の水は使用しない。通常の稼動に必要な工業用水及び生活用水は、製鉄所構内に引水されている工業用水及び上水道を利用する。

(7) 一般排水に関する事項

本事業では、クリンカーを冷却するロータリークーラーは空冷式を採用することから、排水は発生しない。

操作室等で発生する生活排水は新設する浄化槽により適切に処理し、既設の污水处理系統へ合流させる。

2.2.7 工事の実施に係る計画等

(1) 工事に関する事項

工事工程は表 2.2-3 のとおりである。

主要な工事としては、光和精鉱(株)が所有する既存の設備等を取り除く撤去工事、地盤補強に係る杭工事、基礎工事、設備の新設に係る建築工事、製缶工事、配管工事、築炉工事、電気・計装工事がある。

工事の順序としては、初めに撤去工事により対象事業実施区域にある既存のテント倉庫、屋外タンク等を解体、撤去する。その後杭工事、基礎工事により地盤補強を行い、建築工事、製缶工事、配管工事、築炉工事、電気・計装工事により新設設備を建設する計画である。

工事の着工から運転開始までの期間として2年7か月を予定している。

(2) 交通に関する事項

本事業の工事における場外運搬として、既設設備の撤去の際に発生する廃棄物及び建設発生土の運搬、並びに新設する設備のための資機材の運搬が生じる計画である。大部分は貨物自動車による陸上輸送を行い、一部の大型資機材に限り海上輸送により搬入する。

陸上輸送に使用する道路は対象事業実施区域周辺の幹線道路及び北九州高速道路とし、走行台数は工事最盛期において1日あたり約20台、その他の時期は数台程度が見込まれる。

海上輸送においては、図 2.2-9 に示すとおり対象事業実施区域の北側にある既設護岸を用いて資機材を陸揚げする。

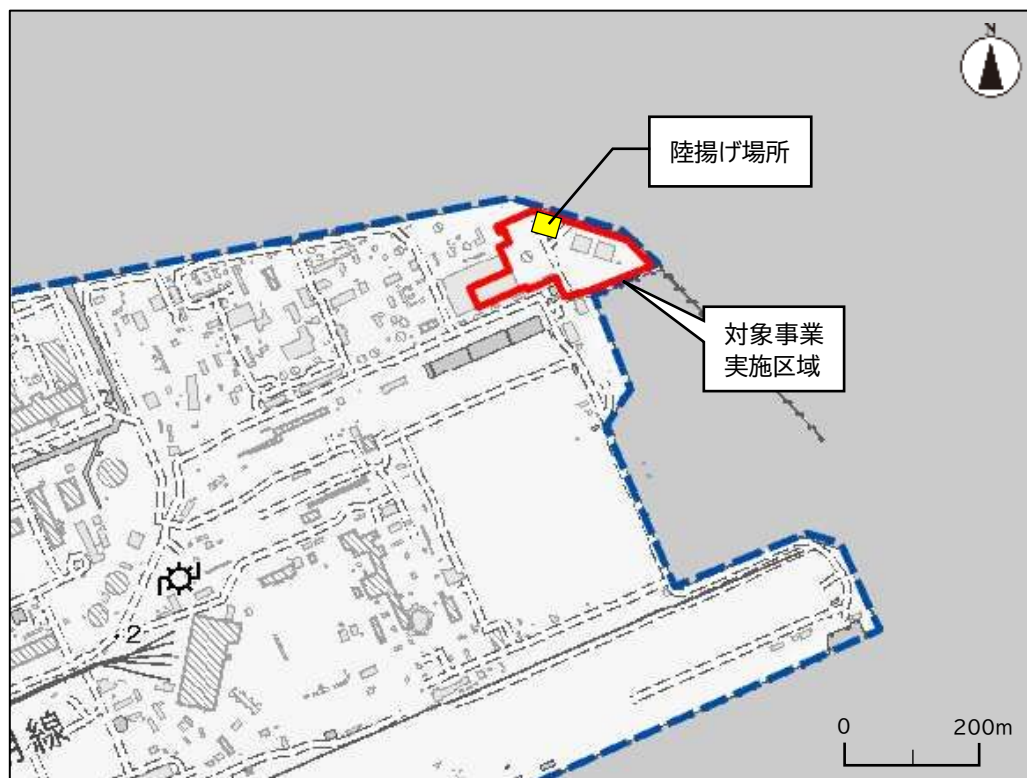


図 2.2-9 資機材の陸揚げ場所

表 2.2-3 工事工程表

西暦 月	2027			2028												2029												2030				
	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3										
工事開始後の月数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32
全体工程	▼着工																															
撤去工事																																
杭工事																																
基礎工事																																
建築工事																																
製缶工事																																
配管工事																																
築炉工事																																
電気・計装工事																																
試運転																																

工 種	工事内容	主な使用機械・車両
	テント倉庫等の既設設備の解体及び撤去を行う。	300tクレーン、10tダンプ、バックホウ(0.3m ³ 、0.8m ³ 、1.2m ³)
	設備や建屋の設置予定地を掘削し、杭を打ち込む。	杭打機、10tダンプ、バックホウ(1.2m ³)
	鉄筋を組み立てた後コンクリートを流し込み、鉄筋コンクリート基礎を構築する。	アジテーター車、コンクリートポンプ車
	鉄骨架構を組み、操作室等の建築を行う。	ラフタークレーン(25t)
	焙焼キルン炉等の主要設備を据え付ける。	ラフタークレーン(25t、70t)、フォークリフト(3～5t)
	設備に接続する配管を敷設する。	ラフタークレーン(25t、70t)、高所作業車(20m)
	焙焼キルン炉の内部に耐火物を打設する。	フォークリフト(3～5t)
電気設備、計装機器類の取付け及び電気配線工事を行う。	ラフタークレーン(25t)、高所作業車(6m)	
据付けた焙焼炉等の動作確認を行う。		

2.2.8 その他の環境に係る事項

(1) 悪臭

特定悪臭物質を含有する廃棄物を含め、ダスト類以外の廃棄物等は受け入れない。また、処理対象のダスト類は特定悪臭物質を含む悪臭物質を含有しない。

(2) 地盤沈下

工事中及び施設の稼働後において、地盤沈下の原因となる地下水の汲み上げは行わない。

(3) 土壌汚染

工事中及び施設の稼働後において、土壌汚染の原因となる物質は使用しない。施設の床面はコンクリート構造とし、汚染物質の地下浸透防止を行う。

また、撤去工事に先立って「土壌汚染対策法」（平成 14 年法律第 53 号）に基づき、形質変更予定地の土壌汚染調査を実施し、汚染が確認された場合には同法及び関係法令等に従って適切な対策を講じたうえで本事業の建築工事を進めることとする。

(4) 工事中の排水

工事中の排水及び雨水排水は、仮設沈砂池、濁水処理設備にて適正に処理した後、公共用水域（海域）に排出する。

(5) 海域工事

対象事業実施区域は護岸に接しているが、海域工事は行わない。

(6) 景観

対象事業実施区域は景観形成誘導地区に指定されており、周辺には複数の眺望点が存在する。眺望景観に配慮するため「北九州市景観計画」に基づき、新設設備の色彩等については周辺環境との調和を図る計画である。

(7) 緑化

対象事業実施区域には既存の緑地はないため、「工場立地法」（昭和 34 年法律第 24 号）等に基づいて日本製鉄(株)九州製鉄所八幡地区(戸畑)に必要とされる緑地面積に変化は生じない。

(8) 廃棄物等

工事中及び施設の稼働に伴い発生する産業廃棄物は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年法律第 104 号）及び「資源の有効な利用の促進に関する法律」（平成 3 年法律第 48 号）に基づき発生量の抑制及び有効利用に努め、有効利用が困難なものは「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号）に基づき適正に処理する計画である。

(9) 建設発生土

掘削工事に伴い、約 1 万 m³ の建設発生土が発生する計画である。そのうち約 4 千 m³ は対象事業実施区域に埋め戻して有効利用する。有効利用が困難な約 6 千 m³ の残土は、北九州市若松区内にある日本製鉄(株)が管理する「若松埋立地」へ運搬し、緑地造成事業に活用する計画である。

なお、土壌汚染調査により汚染が確認された土壌については、若松埋立地への運搬は行わず、土壌汚染対策法に従って適切に処理・処分する。

(10) 温室効果ガス

温室効果ガスに関する事項は表 2.2-4 のとおりである。

設置する焙焼炉等については、温室効果ガス排出の少ない方式・仕様のものを優先的に採用する。加えてこれらの稼動時には、適切な点検整備及び運転負荷を保ち、温室効果ガスの排出を可能な限り低減する。

表 2.2-4 温室効果ガスに関する事項

項目	単位	諸元
年間燃料使用量	万 m ³ _N	666
年間コークス使用量	万 t	1.4

2.2.9 事業内容に関する方法書段階からの変更点

令和 8 年 3 月に行った方法書の届出後、本事業の事業内容に変更が生じた。事業内容に関する方法書段階からの変更点を表 2.2-5 に示す。方法書段階及び準備書段階における対象事業実施区域の比較を図 2.2-10 に、排ガス処理系統の比較を図 2.2-11 に示す。

表 2.2-5 事業内容に関する方法書段階からの変更点

分類	項目	準備書における記載概要	準備書の 主な記載頁
対象事業 実施区域	面積	定期点検等で焙焼炉を一時的に停止する際のダスト類保管場所として、隣接する既存建屋の一部を使用する計画としたため、対象事業実施区域の面積が約 1.8ha から 1.9ha に増加した。	2-2(4)、 2-7(9)
		方法書記載内容：約 1.8ha 準備書記載内容：1.9ha	
処理対象物	処理量	製鉄所構内における 1 日当たりのダスト類発生量を精査した結果、ダスト類の処理量が約 175t/日から 145t/日に減少した。	2-7(9)
		方法書記載内容：約 175t/日 準備書記載内容：145t/日	
排ガス 処理設備	構成設備	方法書段階で処理対象物をダスト類のみに限定した。これに伴い準備書段階において排ガス処理設備を再検討した結果、構成する設備の種類及び数が減少した。	2-10(12)、 2-12(14)
		方法書記載内容：二次燃焼炉、冷却塔、サイクロン、集塵機×2 準備書記載内容：冷却塔、集塵機×1	
ロータリー クーラー	冷却方式	方法書段階では水冷式を採用する計画としていたが、空冷式で十分な冷却能力が見込めることから、空冷式に変更した。	2-14(16)
		方法書記載内容：水冷式 準備書記載内容：空冷式	
一般排水	排水の発生	方法書段階ではロータリークーラーから冷却水由来の排水が 4.7t/h 発生し、処理した後に海域へ放流する計画としていたが、冷却方式を空冷式に変更したことから、排水は発生しない計画とした。	2-14(16)
		方法書記載内容：4.7t/h の排水が発生する 準備書記載内容：排水は発生しない	

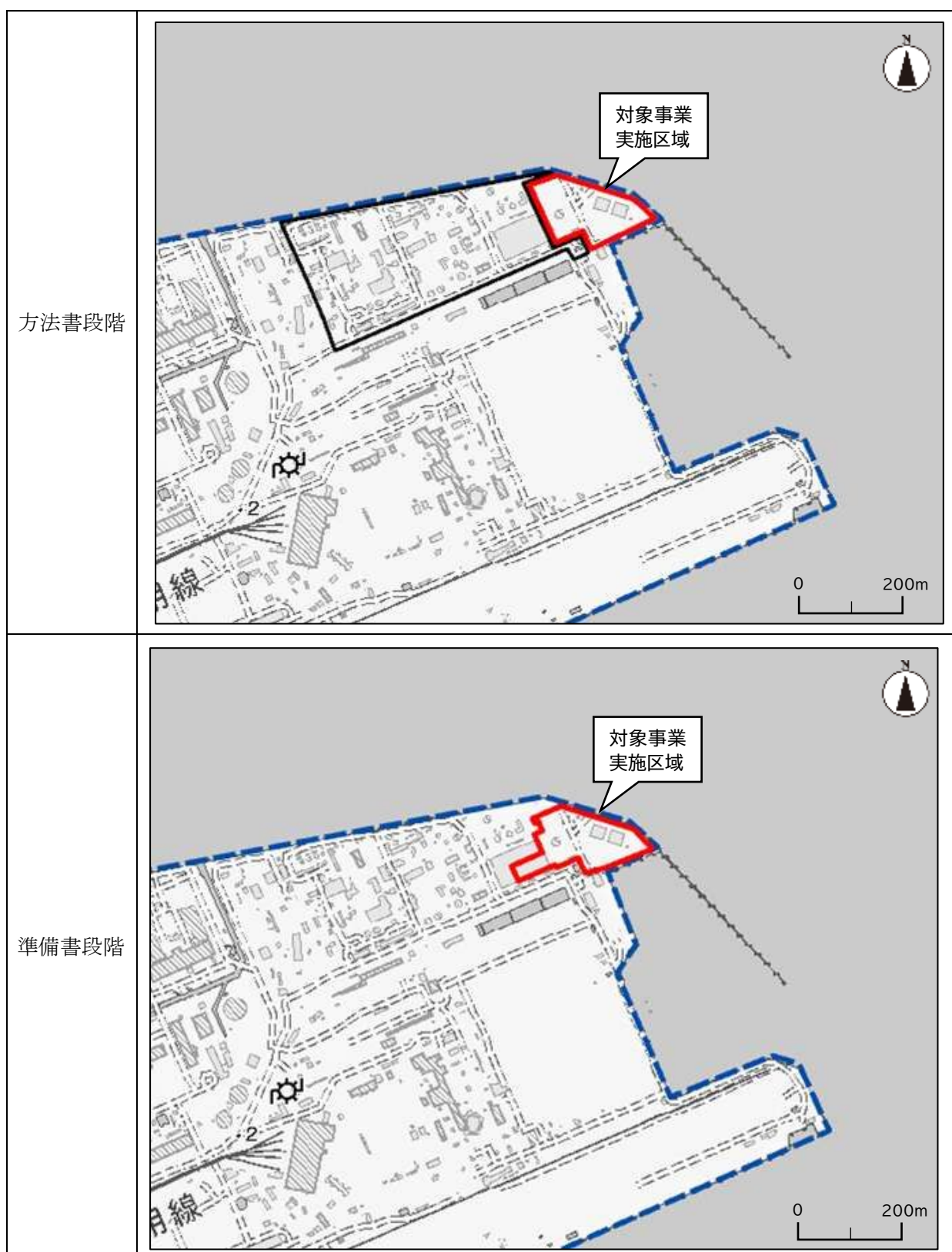


図 2.2-10 方法書及び準備書における対象事業実施区域の比較

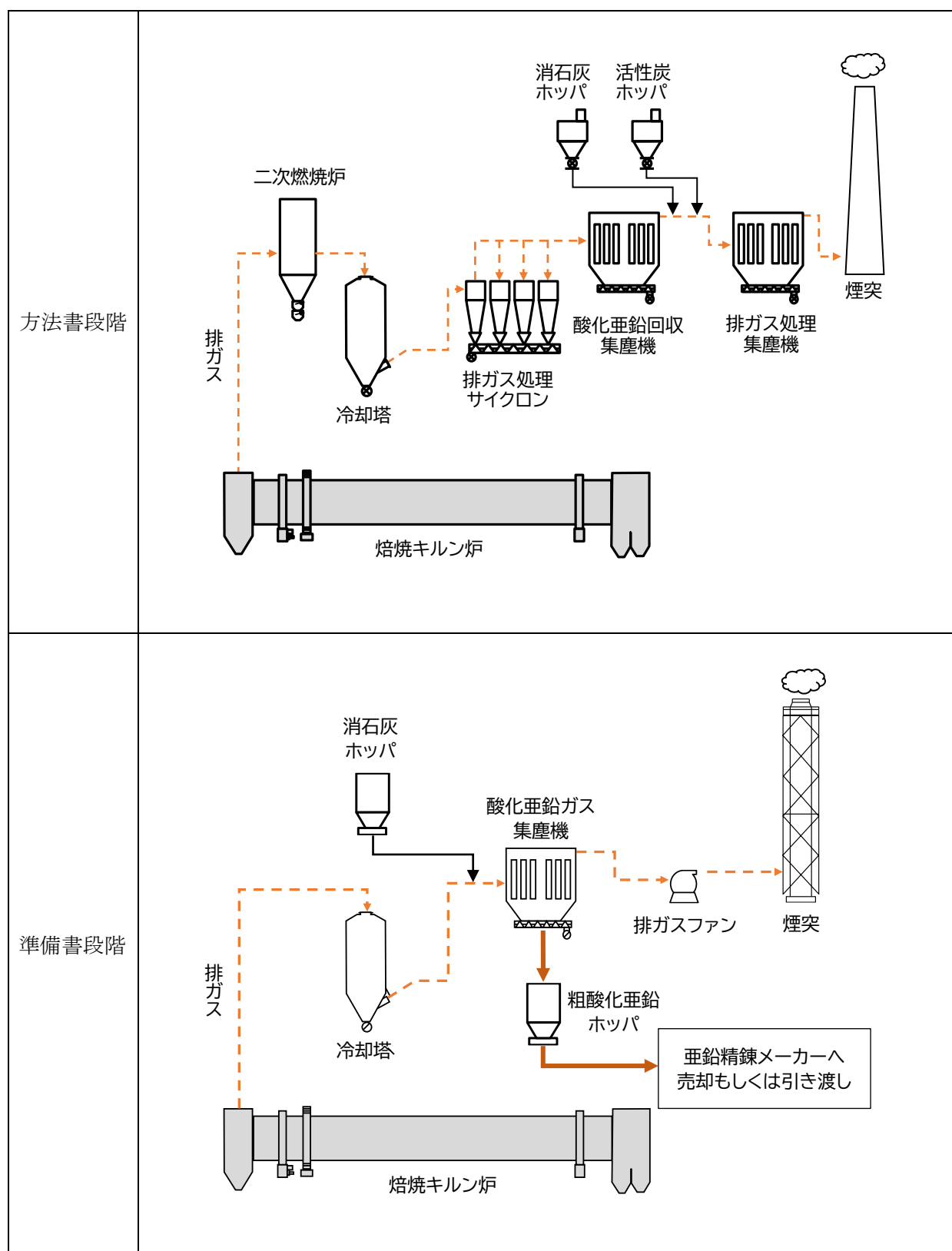


図 2.2-11 方法書及び準備書における排ガス処理系統の比較

(空白のページ)

第3章 対象事業実施区域及びその周辺の概況

対象事業実施区域及びその周辺における自然的状況及び社会的状況について、環境影響評価に
あたって必要と考えられる範囲を対象に、入手可能な最新の文献及び既存出典により把握した。

自然的状況及び社会的状況の概要を表 3-1 及び表 3-2 に示す。

表 3-1 (1) 自然的状況の概要

3.1.1 気象、大気 質、騒音、振 動その他の大 気に係る環境 の状況	(1) 気象の状況 対象事業実施区域の最寄りの気象観測所として、北東約 7km に下関地方気象台、南西約 13km に八幡地域気象観測所がある。 下関地方気象台の年平均気温は 17.0℃、年平均風速は 3.1m/s、年最多風向は東となっている。同期間の八幡地域気象観測所における年平均気温は 16.6℃、年平均風速は 2.1m/s、年最多風向は南南西となっている。 対象事業実施区域周辺の大気測定局である若松ひびき局における令和 6 年度の風速・風向の観測結果は、年平均風速は 2.6m/s、年最多風向は北西となっている。 (2) 大気質の状況 令和 6 年度における一般環境大気測定局（以下「一般局」という。）及び自動車排出ガス測定局（以下「自排局」という。）の測定結果によれば、対象事業実施区域周辺の大気質の状況は以下のとおりである。 なお、令和 6 年度における大気汚染に係る苦情は、福岡県で 732 件、このうち北九州市で 42 件となっている。 ① 二酸化硫黄 一般局における年平均値は 0.001ppm、1 時間値の最高値は 0.007～0.034ppm、日平均値の 2%除外値は 0.002～0.004ppm となっており、短期的評価、長期的評価とも全ての測定局で環境基準に適合している。 ② 二酸化窒素 一般局における年平均値は 0.006～0.013ppm、1 時間値の最高値は 0.042～0.086ppm、日平均値の年間 98%値は 0.013～0.033ppm であり、また、自排局では年平均値は 0.011～0.017ppm、1 時間値の最高値は 0.056～0.157ppm、日平均値の年間 98%値は 0.023～0.029ppm となっており、全ての測定局で環境基準に適合している。 ③ 一酸化炭素 一般局における年平均値は 0.2～0.3ppm、1 時間値の最高値は 1.0～1.8ppm、日平均値の 2%除外値は 0.4～0.5ppm であり、また、自排局では年平均値は 0.3ppm、1 時間値の最高値は 0.9～1.3ppm、日平均値の 2%除外値は 0.4～0.5ppm となっており、短期的評価、長期的評価とも全ての測定局で環境基準に適合している。 ④ 浮遊粒子状物質 一般局における年平均値は 0.010～0.017mg/m³、1 時間値の最高値は 0.093～0.639mg/m³、日平均値の 2%除外値は 0.026～0.044mg/m³ であり、自排局では年平均値は 0.015～0.019mg/m³、1 時間値の最高値は 0.100～0.142mg/m³、日平均値の 2%除外値は 0.034～0.043mg/m³ となっている。環境基準の適合状況をみると、短期的評価では 1 時間値及び日平均値の超過により北九州局が適合していない。長期的評価では全ての測定局で適合している。 (次ページに続く)
---	--

表 3-1 (2) 自然的状況の概要

3.1.1 気象、大気 質、騒音、振 動その他の大 気に係る環境 の状況	⑤ 光化学オキシダント 一般局における昼間の 1 時間値の年平均値は 0.028～0.039ppm、昼間の 1 時間値の最高値は 0.086～0.146ppm、昼間の 1 時間値が 0.06ppm を超えた日数は 24～79 日であり、また、自排局では昼間の 1 時間値の年平均値は 0.032ppm、昼間の 1 時間値の最高値は 0.085ppm、昼間の 1 時間値が 0.06ppm を超えた日数が 39 日となっており、全ての測定局で環境基準に適合していない。 ⑥ 微小粒子状物質 一般局における年平均値は $8.1 \sim 11.5 \mu\text{g}/\text{m}^3$、日平均値の年間 98% 値は $20.1 \sim 26.8 \mu\text{g}/\text{m}^3$ であり、また、自排局では年平均値は $9.6 \sim 9.8 \mu\text{g}/\text{m}^3$、日平均値の年間 98% 値は $24.3 \sim 25.0 \mu\text{g}/\text{m}^3$ となっており、全ての測定局で環境基準に適合している。 ⑦ 有害大気汚染物質 一般局における年平均値は、ベンゼンが $0.73 \sim 1.4 \mu\text{g}/\text{m}^3$、トリクロロエチレンが $0.010 \sim 0.015 \mu\text{g}/\text{m}^3$、テトラクロロエチレンが $0.022 \sim 0.032 \mu\text{g}/\text{m}^3$、ジクロロメタンが $0.54 \sim 0.64 \mu\text{g}/\text{m}^3$ であった。自排局における年平均値は、ベンゼンが $0.73 \mu\text{g}/\text{m}^3$、トリクロロエチレンが $0.007 \mu\text{g}/\text{m}^3$、テトラクロロエチレンが $0.028 \mu\text{g}/\text{m}^3$、ジクロロメタンが $0.59 \mu\text{g}/\text{m}^3$ となっており、4 物質とも全ての測定局で環境基準に適合している。 ⑧ ダイオキシン類 一般局における年平均値は $0.0072 \sim 0.011\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$ となっており、全ての測定局で環境基準に適合している。 ⑨ 水銀及びその化合物 一般局における年平均値は $1.5 \sim 2.4\text{ng}/\text{m}^3$ であり、また、自排局では $1.4\text{ng}/\text{m}^3$ となっており、全ての測定局で年平均値は指針値を下回っている。 (3) 騒音の状況 令和 6 年度の道路交通騒音の測定結果によれば、対象事業実施区域に面する一般国道 199 号における環境基準の適合状況は、戸畑区三六町 17 が昼間、夜間ともに適合しておらず、その他の測定地点では八幡東区荒手 1 丁目 17 が昼間、夜間ともに適合していない。 令和 6 年度における騒音に係る苦情は、福岡県で 694 件、このうち北九州市で 135 件となっている。 (4) 振動の状況 令和 6 年度における振動に係る苦情は、福岡県で 58 件、このうち北九州市で 4 件となっている。 (5) 悪臭の状況 令和 6 年度における悪臭に係る苦情は、福岡県で 324 件、このうち北九州市で 57 件となっている。 (次ページに続く)
---	--

表 3-1 (3) 自然的状況の概要

3.1.2 水象、水質、 水底の底質そ 他の水に係 る環境の状況	(1) 水象の状況 対象事業実施区域の前面海域は、東側は関門海峡、北側は洞海湾の湾口部にあたる。 対象事業実施区域周辺の河川としては、河川法の対象となる河川が 4 本ある。その他に河川法の対象外である普通河川の境川や枝光川等がある。 (2) 水質の状況 令和 6 年度における対象事業実施区域周辺の水質測定結果によれば、対象事業実施区域周辺の水質の状況は以下のとおりである。 なお、令和 6 年度における水質汚濁に係る苦情は、福岡県で 237 件、このうち北九州市で 22 件となっている。 ① 海域 生活環境項目は、回次ごとにみると溶存酸素量〔DO〕、大腸菌数、全窒素〔T-N〕、全磷〔T-P〕の環境基準値を満たしていない検体が一部にあるが、全ての測定地点で環境基準に適合している。 健康項目は、全ての測定地点で環境基準に適合している。 対象事業実施区域の周辺の海域におけるダイオキシン類は、全ての測定地点で環境基準に適合している。 水温は、上層水温は 9.5～31.0℃、下層水温は 9.5～30.5℃、底層水温は 10.5～31.0℃の範囲にあり、地点間に明確な差はなく、概ね 8 月に最高、2 月に最低となる季節変化を示している。 ② 河川 生活環境項目は、ほとんどの項目が環境基準に適合しているが、板櫃川・新港橋では大腸菌数が不適合となっている。 健康項目は、板櫃川・新港橋のほう素を除き全ての測定地点で環境基準に適合している。 ダイオキシン類は、全ての測定地点で環境基準に適合している。 ③ 地下水 健康項目は、概況調査、継続調査ともに環境基準値または指針値に適合している。 ダイオキシン類は、環境基準に適合している。 ④ 水底の底質 有害物質等項目（溶出試験）の水底土砂の判定基準の適合状況によれば全ての測定地点で適合している。 ダイオキシン類は、環境基準に適合している。
3.1.3 土壌及び地盤 の状況	(1) 土壌の状況 令和 5 年度におけるダイオキシン類の測定結果によれば、全ての測定地点で環境基準に適合している。 令和 6 年度における土壌汚染に係る苦情は、福岡県で 9 件であり、北九州市では苦情の発生はない。 (2) 地盤の状況 令和 6 年度における地盤沈下に係る苦情は、福岡県、北九州市ともに発生はない。 (次ページに続く)

表 3-1 (4) 自然的状況の概要

3.1.4 地形及び地質 の状況	(1) 地形の状況 対象事業実施区域は洞海湾口から紫川河口一帯の関門海峡に面した広大な埋立地であり、その埋立地と帯状に分布する臨海低地部は北九州市臨海部に広がる工業地域の一部である。埋立地に隣接する低地は中小の河川による三角州低地や扇状地低地からなり、低地部に台地が複雑に入り組んだ地形に市街地が発達している。市街地の背後には山麓地や中起伏山地が広く分布している。 対象事業実施区域の前面海域の海底地形は、沖合では水深約 10～20m であるが、北九州市側では水深が 10m よりも浅い場所がある。 対象事業実施区域の前面海域の海底底質は、主に石となっており、所々に砂及び泥がみられる。沖合には岩が分布している場所がある。 (2) 地質の状況 対象事業実施区域の地質は「盛り土・埋立地・干拓地」となっており、周辺の地質は、「盛り土・埋立地・干拓地」、「谷底平野・山間盆地・河川・海岸平野堆積物」、「汽水成層ないし海成・非海成混合層砂岩、砂岩泥岩互層ないし砂岩・泥岩」、「段丘堆積物」等が分布している。 対象事業実施区域及びその周辺の表層土壌は、未区分地の「人工改変地、市街地」が広く分布している。 対象事業実施区域及びその周辺には重要な地形及び地質は存在しない。
3.1.5 動植物の生息 又は生育、植 生及び生態系 の状況	(1) 動物の生息状況 1) 動物相の概要（陸域） 文献その他の資料によれば、対象事業実施区域が位置する北九州市（小倉北区、戸畑区、若松区、門司区）には、哺乳類 19 種、鳥類 162 種、爬虫類 13 種、両生類 15 種、昆虫類 259 種が確認されている。 2) 重要な種及び注目すべき生息地の概要（陸域） ① 動物の重要な種 対象事業実施区域及びその周辺における動物の重要な種として、哺乳類 5 種、鳥類 97 種、爬虫類 6 種、両生類 10 種、昆虫類 85 種が確認されている。 ② 動物の注目すべき生息地（陸域） 動物の注目すべき生息地として、対象事業実施区域及びその周辺には、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」において指定された鳥獣保護区（足立山鳥獣保護区、石峰山鳥獣保護区）及び「都市緑地法」において指定された特別緑地保全地区（夜宮特別緑地保全地区、番所跡特別緑地保全地区）がある。 3) 動物相の概要（海域） ① 重要な種及び注目すべき生息地の概要（海域） 文献その他の資料によれば、対象事業実施区域の周辺の海域において、魚類 24 種、軟体動物 102 種、節足動物 14 種及びその他 3 種の計 143 種が確認されている。 対象事業実施区域の周辺の海域における注目すべき生息地として、生物多様性の観点から重要度の高い海域である「響灘南部」が確認されている。 (次ページに続く)

表 3-1 (5) 自然的状況の概要

3.1.5 動植物の生息 又は生育、植 生及び生態系 の状況	(2) 植物の生育状況 1) 植物相及び植生の概要（陸域） ① 植物相 文献その他の資料によれば、対象事業実施区域及びその周辺の植物相としてシダ植物 103 種、種子植物 348 種の計 451 種が確認されている。 ② 植生 対象事業実施区域及びその周辺は、主に工場地帯、造成地、開放水域等となっており、一部に路傍・空地雑草群落、ゴルフ場・芝地等の草地、シイ・カシ二次林等の樹林地が分布している。 2) 重要な種及び重要な群落の概要（陸域） ① 重要な種 対象事業実施区域及びその周辺において、シダ植物 6 種、種子植物 88 種が確認されている。 ② 重要な群落 対象事業実施区域及びその周辺において重要な群落は確認されていない。 ③ 巨樹、巨木林 対象事業実施区域及びその周辺における巨樹、巨木林として、ハゼが確認されている。 3) 植物相の概要（海域） ① 重要な種（海域） 文献その他の資料によれば、対象事業実施区域の周辺の海域において確認された学術上又は希少性の観点から海域の植物の重要な種として、スジアオノリがある。 ② 干潟・藻場・さんご礁 対象事業実施区域の周辺の海域における藻場として、対象事業実施区域の北側に位置する関門海峡を隔てた山口県域にガラモ場等が分布している。 なお、対象事業実施区域の周辺の海域には干潟及びさんご礁は確認されていない。 (3) 生態系の状況 対象事業実施区域の周辺は、主に工場地帯、造成地が占めており、一部に路傍・空地雑草群落、ゴルフ場・芝地等の草地、シイ・カシ二次林等の樹林地が分布している。このような場所には、下位の消費者であるアオイトトンボ、トノサマバッタ、モンキチョウ等の昆虫類、中位の消費者であるニホンアマガエル、ヌマガエル等の両生類、キジバト、ヒバリ、ホオジロ、セッカ等の鳥類、ハタネズミ等の小型哺乳類、上位の消費者であるシマヘビ等の爬虫類、タヌキ等の中型哺乳類及びサシバ、ノスリ、ハヤブサ等の猛禽類が生息し、食物連鎖を形成していると考えられる。 (次ページに続く)
---	---

表 3-1 (6) 自然的状況の概要

3.1.6 景観及び人と 自然との触れ 合いの活動の 場の状況	(1) 景観の状況 1) 主要な眺望点 対象事業実施区域周辺の主要な眺望点として、「日明・海峡釣り公園」、「戸畑親水緑地」などがある。 2) 景観資源 対象事業実施区域及びその周辺の景観資源として、関門海峡など 9 か所が認められる。 (2) 人と自然との触れ合いの活動の場の状況 対象事業実施区域及びその周辺における人と自然との触れ合いの活動の場として、「日明・海峡釣り公園」、「櫓山荘公園」、「戸畑親水緑地」などがある。
--	--

表 3-2 (1) 社会的状況の概要

3.2.1 人口及び産業の状況	(1) 人口の状況 北九州市の人口は90万人を超えるが、令和3年から令和7年の期間では一貫して漸減傾向にある。 (2) 産業の状況 北九州市における産業別就業者数は、第1次産業が2,751人(0.7%)、第2次産業が93,037人(24.1%)、第3次産業が290,435人(75.2%)であり、第3次産業の就業者数の割合が最も大きくなっている。工業分野の年間製造品出荷額は、約2兆1,099億円となっている。
3.2.2 土地利用の状況	北九州市の総面積は24,246.6haである。対象事業実施区域及びその周囲約2～3kmの範囲は、都市計画法に基づく用途地域の指定において工業専用地域に指定されている。
3.2.3 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況	(1) 河川及び湖沼 北九州市の上水道の水源は今川、山国川、紫川、遠賀川の4水系であり、1日あたりの取水量の合計は769,000m³/日に及ぶ。 (2) 海域 対象事業実施区域の周辺海域は、「港湾法」(昭和25年法律第218号)に基づく北九州港港湾区域に指定されている。関門海峡は「港則法」(昭和23年法律第174号)によって関門航路に指定されている。 対象事業実施区域の周辺の海域には共同漁業権が設定されている。 (3) 地下水 北九州市域には飲用、生活用水、工業用水等に供されている井戸がある。
3.2.4 交通の状況	(1) 陸上交通 対象事業実施区域周辺では一般国道199号の交通量が最も多く、平成27年度における調査結果によれば24時間交通量は45,380台/日であった。 (2) 海上交通 対象事業実施区域が面する北九州港は、国際貿易港及び国内物流の拠点港として九州・山口地域の人々の生活や産業、経済を支える大切な役割を担っている。また、対象事業実施区域の周辺にある漁港として、51隻の漁船が所属する平松漁港がある。
3.2.5 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況	対象事業実施区域及びその周辺には、学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設が分布している。学校等は58施設、福祉施設は28施設、病院等は20施設が立地する。 対象事業実施区域の最寄りの配慮が特に必要な施設として、対象事業実施区域の南側約3.3kmには特別養護老人ホームの「ソレイユ北小倉」が、約3.8kmには診療所(有床)の「安藤整形外科医院」が、約3.4kmには「真颯館高等学校」がある。
3.2.6 下水道の整備の状況	北九州市における令和7年3月31日現在の下水道普及率は99.9%となっている。
3.2.7 廃棄物の状況	(1) 一般廃棄物の状況 北九州市における令和6年度の一般廃棄物の総排出量は376,437tで、最終処分量は42,039t、リサイクル率は24.0%となっている。 (2) 産業廃棄物の状況 北九州市における令和5年度の産業廃棄物の発生量は5,967千tで、そのうち減量化量は1,769千t、最終処分量は274千tとなっている。 対象事業実施区域のある北九州市及び北九州市に隣接する市町における産業廃棄物処理事業者は、中間処理事業者が253、最終処分事業者が4、中間処理及び最終処分が6存在している。 (次ページに続く)

表 3-2 (2) 社会的状況の概要

3.2.8 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容	(1) 公害関係法令等 1) 環境基準等 ① 大気汚染 大気汚染に係る環境基準は、「環境基本法」(平成5年法律第91号)に基づき全国一律に定められている。 ・「大気の汚染に係る環境基準について」(昭和48年環境庁告示第25号) ・「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和53年環境庁告示第38号) ・「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」(平成21年環境省告示第33号) ・「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」(平成9年環境庁告示第4号) ② 騒音 騒音に係る環境基準は、「環境基本法」(平成5年法律第91号)に基づき地域の類型や区分別に定められている。 ・「騒音に係る環境基準について」(平成10年環境庁告示第64号) ③ 水質汚濁 公共用水域及び地下水の水質汚濁に係る環境基準について、人の健康の保護に関する環境基準が全国一律に定められている。また、生活環境の保全に関する環境基準が水域の類型別に定められている。 ・「水質汚濁に係る環境基準」(昭和46年環境庁告示第59号) ・「地下水の水質汚濁に係る環境基準」(平成9年環境庁告示第10号) ④ 土壌汚染 土壌汚染に係る環境基準は、「環境基本法」(平成5年法律第91号)に基づき全国一律に定められている。 ・「土壌の汚染に係る環境基準について」(平成3年環境庁告示第46号) ⑤ ダイオキシシン類 ダイオキシシン類に係る環境基準は、「ダイオキシシン類対策特別措置法」(平成11年法律第105号)に基づき項目ごとに定められている。 ・「ダイオキシシン類による大気の汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準について」(平成11年環境庁告示第68号) 2) 規制基準等 ① 大気汚染 「大気汚染防止法」(昭和43年法律第97号)等により、ばい煙発生施設を設置する工場又は事業場の事業活動に伴って排出されるばい煙等について規制基準が定められている。 「北九州市公害防止条例」(昭和46年北九州市条例第54号)では、「大気汚染防止法」の規制が適用されない施設等に適用範囲を拡大して排出基準等が定められている。 ② 騒音 「騒音規制法」(昭和43年法律第98号)に基づき、特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音の規制基準と、自動車騒音に係る要請限度が定められている。 ③ 振動 「振動規制法」(昭和51年法律第64号)に基づき、特定工場等において発生する振動及び特定建設作業に伴って発生する振動の規制基準と、道路交通振動に係る要請限度が定められている。 (次ページに続く)
---	---

表 3-2 (3) 社会的状況の概要

3. 2. 8 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容	④ 悪臭 「悪臭防止法」(昭和 46 年法律第 91 号)に基づく規制基準が定められており、北九州市は全域を規制地域に指定している。 ⑤ 水質汚濁 「水質汚濁防止法」(昭和 45 年法律第 138 号)に定める特定施設及び指定地域特定施設並びに「北九州市公害防止条例」(昭和 46 年北九州市条例第 54 号)に定める指定施設を有する工場・事業場からの排水に対して、排水規制及び総量規制が行われている。 福岡県では「水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づく排水基準を定める条例」(昭和 48 年 3 月 31 日福岡県条例第 8 号)により、水質汚濁防止法特定事業場を対象に上乘せ排水基準が定められている。 ⑥ 水底の底質 「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第 5 条第 1 項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令」(昭和 48 年総理府令第 6 号)により、水底の土砂に係る判定基準が定められている。 ⑦ 土壌汚染 「土壌汚染対策法」(平成 14 年法律第 53 号)に基づく土壌溶出量基準及び土壌含有量基準が定められている。 ⑧ 地盤沈下 対象事業実施区域及びその周辺には、「工業用水法」(昭和 31 年法律第 146 号)及び「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」(昭和 37 年法律第 100 号)に基づく、地下水の採取の規制を受ける指定地域はない。 ⑨ 廃棄物 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和 45 年法律第 137 号)により、排出する事業者が自らの責任において適正に処理することが定められている。 ⑩ ダイオキシシン類 「ダイオキシシン類対策特別措置法」(平成 11 年法律第 105 号)により、工場又は事業場に設置される特定施設から排出される排出ガス又は排水について排出基準等が定められている。 ⑪ 特定化学物質 「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(平成 11 年法律第 86 号)により、政令で定める化学物質を製造・使用・生成・排出する事業者は、対象化学物質の環境への排出量と廃棄物に含まれて事業所の外に移動する量の届出が義務付けられている。 ⑫ 残土 「建設副産物適正処理推進要綱」(平成 5 年建設省経建第 3 号)により、建設工事の副産物である建設発生土は、発生の抑制に努めるとともに、その現場内利用の促進等により搬出の抑制に努めるよう定められている。 ⑬ 温室効果ガス 「地球温暖化対策の推進に関する法律」(平成 10 年法律第 117 号)により、事業活動等に伴い相当程度多い温室効果ガスを排出する者として政令で定めるものは、事業を所管する大臣に温室効果ガス算定排出量の報告が義務付けられている。 (次ページに続く)
---	---

表 3-2 (4) 社会的状況の概要

3.2.8 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容	3) その他環境保全計画等 環境保全に関して、福岡県又は北九州市が策定し取り組みを進める各種計画等として以下の計画がある。 「北九州地域公害防止計画」(福岡県、平成 24 年 3 月)、「北九州市環境基本計画」(北九州市、令和 6 年 10 月)、「北九州市地球温暖化対策実行計画」(北九州市、令和 3 年)、「瀬戸内海の環境の保全に関する福岡県計画」(福岡県、令和 6 年 2 月)、「北九州市緑の基本計画」(北九州市、令和 4 年 1 月)、「北九州市都市景観条例」(昭和 59 年北九州市条例第 26 号)、「北九州市景観づくりマスタープラン」(北九州市、平成 31 年 4 月)、「北九州市景観計画」(北九州市、令和 2 年 4 月)、「北九州市生物多様性戦略 2025-2030」(北九州市、令和 7 年 5 月) (2) 自然関係法令等 1) 自然保護関係 ① 自然公園法等に基づく自然公園 対象事業実施区域及びその周辺には「自然公園法」(昭和 32 年法律第 161 号)に基づく国立公園、国定公園及び「福岡県立自然公園条例」(昭和 38 年条例第 25 号)に基づく県立自然公園は存在しない。 ② 自然環境保全法等に基づく自然環境保全地域 対象事業実施区域及びその周辺には、「自然環境保全法」(昭和 47 年法律第 85 号)に基づく原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域は存在しない。また、「福岡県環境保全に関する条例」(昭和 47 年条例第 28 号)及び「福岡県自然海浜保全地区条例」(昭和 55 年条例第 24 号)に基づく自然環境保全地域は存在しない。 ③ 都市緑地法に基づく特別緑地保全地区 対象事業実施区域及びその周辺には「都市緑地法」(昭和 48 年法律第 72 号)に基づく特別緑地保全地区がある。 ④ 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約に基づく自然遺産地域 対象事業実施区域及びその周辺には、「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」(平成 4 年条約第 7 号)に基づく自然遺産地域は存在しない。 ⑤ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づく生息地等保護区 対象事業実施区域及びその周辺には、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成 4 年法律第 75 号)に基づく生息地等保護区は存在しない。 ⑥ 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約により登録された湿地 対象事業実施区域及びその周辺には、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」(昭和 55 年条約第 28 号)により登録された湿地は存在しない。 ⑦ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣保護区 対象事業実施区域及びその周辺には、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」(平成 14 年法律第 88 号)に基づく鳥獣保護区及び県指定特定猟具(銃器)使用禁止区域が存在している。 (次ページに続く)
---	--

表 3-2 (5) 社会的状況の概要

3.2.8 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容	2) 文化財関係 ① 史跡・名勝・天然記念物 対象事業実施区域及びその周辺には、「文化財保護法」(昭和 25 年法律第 214 号)、「福岡県文化財保護条例」(昭和 30 年福岡県条例第 25 号)、「北九州市文化財保護条例」(昭和 45 年北九州市条例第 32 号)に基づく史跡・名勝・天然記念物に指定された場所がある。 ② 周知の埋蔵文化財包蔵地 対象事業実施区域及びその周辺には周知の埋蔵文化財包蔵地として「境鼻番所跡」や「洲口番所」等が存在している。 3) 景観関係 ① 都市計画法に基づく風致地区及び景観法並びに北九州市都市景観条例により指定されている地区 対象事業実施区域及びその周辺は、「都市計画法」(昭和 43 年法律第 100 号)に基づく風致地区並びに「景観法」(平成 16 年法律第 110 号)及び「北九州市都市景観条例」(平成 20 年条例第 52 号)により指定を受ける地区がある。 対象事業実施区域は「景観法」及び「北九州市都市景観条例」に基づく景観形成誘導地区に指定されている。 4) 国土防災関係 ① 森林法に基づく保安林 対象事業実施区域及びその周辺には「森林法」(昭和 26 年法律第 249 号)に基づく保安林は存在しない。 ② 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域 対象事業実施区域及びその周辺には、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」(昭和 44 年法律第 57 号)に基づく急傾斜地崩壊危険区域に指定された場所がある。 ③ 地すべり等防止法に基づく地すべり防止区域 対象事業実施区域及びその周辺には、「地すべり等防止法」(昭和 33 年法律第 30 号)に基づく地すべり防止区域に指定された場所がある。 ④ 砂防法に基づく砂防指定地 対象事業実施区域及びその周辺には、「砂防法」(明治 30 年法律第 29 号)に基づく砂防指定地は存在しない。 ⑤ 海岸法に基づく海岸保全区域 対象事業実施区域及びその周辺には、「海岸法」(昭和 31 年法律第 101 号)に基づく海岸保全区域は存在しない。 ⑥ 宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく対象区域 対象事業実施区域及びその周辺は、「宅地造成及び特定盛土等規制法」(令和 4 年法律第 55 号)に基づく宅地造成等工事規制区域に指定されている。
---	---

(空白のページ)